

# 都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領

3福保高施第2337号

令和4年3月31日

最終改正 5福祉高施第1566号

令和6年3月29日

## 1 目的

この要領は、都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱（平成23年5月12日付22福保高施第2263号。以下「補助要綱」という。）に規定する各種加算額の内容、算定方法等を定めることを目的とする。

## 2 民間施設給与等改善費

### I 基本分

#### （1）対象施設

この加算の対象となる施設は、補助要綱に基づき、サービスの提供に要する費用補助の交付を受ける施設とする。なお、地方公共団体から指定管理等を受けて運営する施設及び地方公共団体が設置した施設の移譲を受けて運営する施設については対象とならないこと。

#### （2）加算額

職員一人当たりの平均勤続年数に応じて、「サービスの提供に要する基本額（月額）」に各月の初日に在籍する利用者数を乗じて得た額に、別表1の加算率を乗じた額とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

#### （3）算定方法等

「職員一人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うこと。

ア 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とすること。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあっては、これを常勤職員とみなして算定すること。

イ 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、下記に掲げる施設に限る。）における勤続年数を合算するものとする。

- ・社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。）、女性自立支援施設（旧名：婦人保護施設）、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所
- ・障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム

- ・児童福祉法第12条の4に定める施設
  - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園
- ウ 職員一人当たりの平均勤続年数は、前記ア、イにより算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。
- エ 職員一人当たりの平均勤続年数の算定は、「民間施設給与等改善費基本分算定調書」(加算様式1)により、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があつた場合にも再計算は行わないものであること。
- オ 新たに開所される施設における当該施設の職員一人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。

## II 管理費特別加算

### (1) 対象施設

この加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設の中から、東京都が指導検査結果、第三者評価結果、その他の調査結果等を勘案し、総合的に審査の上、他の施設に比較して特に評価に値する優れた入所者待遇を行っている施設等を加算対象施設として決定するものとする。

- ア 入所者待遇等が特に優良と認められる施設
- イ 地域の福祉向上のために特に評価に値する活動を実施している施設
- ウ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設
- エ 重度障害者、重複障害者等待遇困難な者を多数受け入れている施設
- オ 上記のほか、特に必要があると認められる施設

### (2) 加算額

前記(1)の施設に対し、「サービスの提供に要する基本額（月額）」に各月の初日在籍する利用者数を乗じて得た額に、1%を乗じた額を加算する。

### (3) 対象施設の選定方法等

- ア 本加算を適用する施設は、東京都内に所在する都市型軽費老人ホーム総数の3分の1を超えない範囲とする。
- イ 前記(1)アについては、東京都軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例（平成24年条例第114号。以下「条例」という。）、東京都軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例施行規則（平成24年規則第137号。以下「規則」という。）、東京都軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例施行要領（平成24年条例第114号。以下「施行要領」という。）に定めるサービスの提供に係る規定の範囲を超えて実施するもので、かつ、契約書や重要事項説明書等でその内容が確認できるものとする。ただし、規則第7条第5号又は第6号に定める費用の徴収を行う場合は、対象とならないこと。
- ウ 上記(1)イ及びウについては、条例、規則、施行要領に定める地域との連携等の範囲を超えて、相当の規模及び頻度で計画的に実施するものであり、当該施設の事業計画書及び事業報告書によりその内容が確認できるものであること。

エ 前記（1）エについては、重度障害者等を施設の規模に応じて一定数以上受け入れ、かつ、介護や通院等に対し、特別な対応を行う場合に限り選定するものであること。ただし、規則第7条第5号に定める費用の徴収を行う場合は、対象としないこと。

なお、重度障害者とは、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害を有する者並びに3級の障害を2つ以上重複している者、重複障害者とは、視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又は咀嚼機能、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害のうち、2つ以上をあわせて有する者をいうものであること（障害者手帳の交付を受けている場合に限る。）。

オ 東京都、区市又は関係団体等からの委託や補助を受けて実施するもの、並びに後記3に定める施設機能強化推進費の加算を受けるものは対象とならないこと。

### III 処遇改善加算

#### （1）対象施設

この加算の対象となる施設は、前記I（1）の対象施設のうち、次の①及び②の要件を満たす施設であって、職員の処遇改善に取り組む施設として、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

① 次のア又はイのいずれかの要件を満たし、かつ、職場環境の改善など賃金改善以外の処遇改善の取組を実施していること。

ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と給与体系の整備をすること。

イ 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設けること。

② 別表5第2欄に掲げる賃金改善の対象期間に賃金改善を行っており、当該施設の職員に引き続き支給していること。

#### （2）加算額

前記（1）の認定を受けた施設に対し、当該都市型軽費老人ホームにおいて、賃金改善の対象となる介護職員数に、別表5第3欄に掲げる補助基準額を乗じて得た額を加算する。

#### （3）算定方法等

① この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「民間施設給与等改善費処遇改善加算申請書」（加算様式1－2）に「処遇改善計画書」等の必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。なお、処遇改善計画書は、以下を満たすものでなければならない。

ア 前記（1）①アについては、就業規則、給与規程等により、客観的に確認できるものであること。

イ 前記（1）①イについては、資質向上のための計画を策定するだけでなく、少なくとも、当該年度中に、研修の実施又は研修の機会を設けたことが確認できなければならないこと。

ウ 前記（1）②の賃金改善は、別表5第2欄に掲げる賃金改善の対象期間に行われたものであって、当該施設の職員に係るものでなければならないこと。なお、当該加算額を、法人の役員や主として法人本部の業務を行う職員の給与に充てることはできないこと。

エ 前記（2）で算定した加算額を上回る賃金改善を行うこと。また、加算額の3分の2以上の額を、ベースアップに相当する賃金改善額として、施設の職員に支給すること。

オ ベースアップに相当する賃金改善額とは、別表5第2欄に掲げる賃金改善の対象期間の

前月と比較して増額された基本給又は毎月決まって支払われる手当に係る当該年度中の合計額をいい、賞与等の一時金として支払われるものは含まない。

カ 決まって毎月支払われる手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当をいう。なお、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当や、労働と直接的な関係が薄く、労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当、住宅手当等）は含まれないこと。

キ 法定福利費の事業主負担の増加分等、当該賃金改善に伴い発生した事務費等については、賃金改善に要した費用として算定して差し支えないが、ベースアップに相当する賃金改善額には含まれないこと。

ク 併設施設等との兼務を行っている職員の賃金改善額については、当該施設における勤務時間数又は業務割合等で按分した額を算定すること。

② 加算の対象となる介護職員数は、別表5第4欄に掲げる基準月（当該月以降に開設した施設の場合は開設月）の常勤の介護職員数と非常勤介護職員の当該施設における勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務する時間数で除した常勤換算数（小数点以下の端数は切り捨てる。）の合計とする。なお、介護職員であっても、「処遇改善計画」に記載する賃金改善の対象としない職員については、算定の対象とならないこと。

また、上記により算定した介護職員数について、欠員が生じた場合は、当該年度の各月の介護職員数（常勤換算数）の平均数（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を、加算の対象となる介護職員数とする。

③ この加算の認定を受けた施設は、各年度の終了後、「民間施設給与等改善費処遇改善加算実績報告書」（加算様式1－3）により、処遇改善の内容について、東京都へ報告すること。

④ 上記③の実績報告書により、認定を受けた加算の要件を満たさない事実が判明した場合は、この加算の認定の変更や取り消しを行うものとする。

### 3 施設機能強化推進費

#### （1）対象施設

この加算の対象となる施設は、施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、次に掲げる対象事業を実施する施設であって、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

##### ① 心身機能低下防止事業

地域の児童、学生、老人クラブの会員等を定期的に招へいし、入所者との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との対話、交流の機会を設けることにより、入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る事業

##### ② 処遇困難事例研究事業

在宅の要介護者や認知症高齢者等の介護経験者を招き、近隣の施設の相談員、介護職員等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる事業

##### ③ 介護機能強化事業

居宅において、要介護者や認知症高齢者等を介護している家族等を対象として、介護方法等についての相談・指導を行う相談会や家族介護教室等を定期的に開催する事業

## (2) 加算額

前記（1）の認定を受けた施設に対し、別表2に掲げる額と対象事業に係る実支出額を比較して少ない方の額を加算する。

なお、上記により算定した加算額が10万円未満の場合は、交付対象外とする。

## (3) 算定方法等

- ① この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「施設機能強化推進費申請書」(加算様式2)に必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。
- ② 加算の対象とする事業は、下記の要件を満たすものであること。
  - ア 入所者処遇の向上等、施設運営の充実強化に効果が期待できるものであること。
  - イ 少なくとも3月に1回以上の頻度で定期的に実施し、かつ、原則として1回あたりの施設入所者及び職員以外の外部参加者が3人以上いる取組であること。なお、回ごとに、実施内容や参加者が異なることは差し支えないこと。
  - ウ 当該事業を実施する職員は、職員配置基準以外に配置された職員であること。
- ③ 当該加算額は、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費(茶菓)、光熱水費、原材料費)、役務費(通信運搬料)、旅費、謝金、使用料及び賃借料以外には使用しないこと。
- ④ 一つの施設で複数の対象事業を実施する場合は、原則として、いずれか一つの事業を選定して、加算の対象とするものとする。なお、特に優れた取組であって、一つの施設で複数の事業を加算対象とする場合の加算総額は、50万円を限度とする。
- ⑤ この加算に係る事業については、経理を明確に区分し、その実態を明らかにしておくとともに、当該事業の終了後、「施設機能強化推進費実績報告書」(加算様式2-2)により、東京都へ報告すること。

## 4 入所者処遇特別加算

### (1) 対象施設

この加算の対象となる施設は、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、高齢者等を非常勤職員として400時間以上雇用する施設であって、東京都が当該加算の対象として認定した施設とする。

### (2) 加算額

前記（1）の認定を受けた施設に対し、加算対象職員の年間総雇用時間数に応じて、別表3に掲げる額を加算する。

### (3) 算定方法等

- ① この加算を受けようとする事業者は、当該施設に係る「入所者処遇特別加算申請書」(加算様式3)に必要書類を添えて、東京都へ申請するものとする。
- ② 「高齢者等」の範囲は次に掲げるものとする。
  - ア 当該年度の4月1日現在又は、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上65歳未満の者

- イ 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
  - ウ 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)
  - エ 母子家庭の母及び寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び寡婦)
- ③ 加算の対象となる職員は、前記（1）の高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、次に掲げる者を除く者であること。
- ア 勤務形態が、前記2のIに定める民間施設給与等改善費基本分に係る加算率の算定の対象となる職員
  - イ 特定就職困難者雇用開発助成金等の補助の対象となる職員
  - ウ 職員配置基準上、非常勤職員の配置が想定されている職種（調理員等）の職員
  - エ 雇用形態が短期間で、かつ雇用予定が明確でない職員
- ④ 規則第7条第5号又は第6号に定める費用の徴収を行う業務に従事する時間は、算定対象とならないこと。
- ⑤ この加算を受けた施設は、「入所者待遇特別加算実績報告書」(加算様式3-2)により、東京都へ報告すること。

## 5 特別運営費

### (1) 対象施設

特別運営費の対象となる施設は、前記1のI（1）の対象施設とする。

### (2) 加算額

当該年度の4月1日現在(新たに開所される施設については開所日)の施設の定員規模に応じ、別表4の額を加算する。

### (3) 対象経費等

特別運営費は、下記に掲げる経費を対象とする。なお、当該業務を法人本部で実施する場合は、施設会計から、本部会計へ繰り入れて支出できるものとする。

- ア 利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費
- イ 利用料改定に伴う利用料の契約更新時の説得等に要する経費
- ウ 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
- エ 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士の雇用費、利用料未納分への充当等）
- オ その他施設の運営に要する経費

### 附則（令和4年3月31日付3福保高施第2337号）

この要領は、令和4年4月1日より適用する。

### 附則（令和5年9月14日付5福保高施第377号）

この要領は、令和5年9月14日より適用する。

### 附則（令和6年3月29日付5福保高施第1566号）

この要領は、令和6年4月1日より適用する。

(別表1) 民間施設給与等改善費基本分の加算率

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A	14年以上	16%	14%	2%
B	12年以上14年未満	15%	13%	2%
C	10年以上12年未満	13%	11%	2%
D	8年以上10年未満	11%	9%	2%
E	6年以上8年未満	9%	7%	2%
F	4年以上6年未満	7%	5%	2%
G	2年以上4年未満	5%	3%	2%
H	2年未満	3%	1%	2%

(別表2) 施設機能強化推進費の加算額

区分	1施設当たり加算単価(年額)
① 心身機能低下防止事業	300,000円以内
② 処遇困難事例研究事業	300,000円以内
③ 介護機能強化事業	150,000円以内

(別表3) 入所者処遇特別加算の加算額

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額(年額)
400時間以上	435,000円
800時間以上	726,000円
1,200時間以上	1,016,000円

(別表4) 特別運営費の加算額

定員規模	1施設当たり加算単価(年額)
19人以下	40,000円
20人	50,000円

(別表5) 処遇改善加算の補助基準額等

1 区分	2 賃金改善の対象期間	3 補助基準額	4 基準月
第1期	令和4年2月から令和6年3月まで	月額 9,000円	令和4年4月
第2期	令和6年4月以降	月額 6,000円	令和6年4月

(注1) 第1期の加算の認定を受けている施設が、令和6年2月から令和6年3月までの間に賃金

改善を行った場合は、第2期の対象期間に含むものとして差し支えない。

(注2) 新たに開設した施設については、同一法人が運営し同等の給与規程が適用されている都市型軽費老人ホームが処遇改善加算の認定を受けている場合、又は同一法人が運営し同等の給与規程が適用されている介護サービス事業所が介護職員処遇改善加算を取得している場合に限り、開設月を基準月として認定の申請を行うことができる。